

令和6年度食品表示の一齐点検結果について

1 概況

令和6年12月2日（月）及び3日（火）に行政機関が連携し、スーパー等量販店に対して、食品表示の一齐点検を実施した結果は次のとおりです。

今回発見された不適正表示については、注意指導票の交付や口頭指示により、速やかに改善されました。

点検した施設数	不適正表示品目数	措置等	
		改善指導した施設数	うち処分件数
60（83）	94（60）	20（26）	0（0）

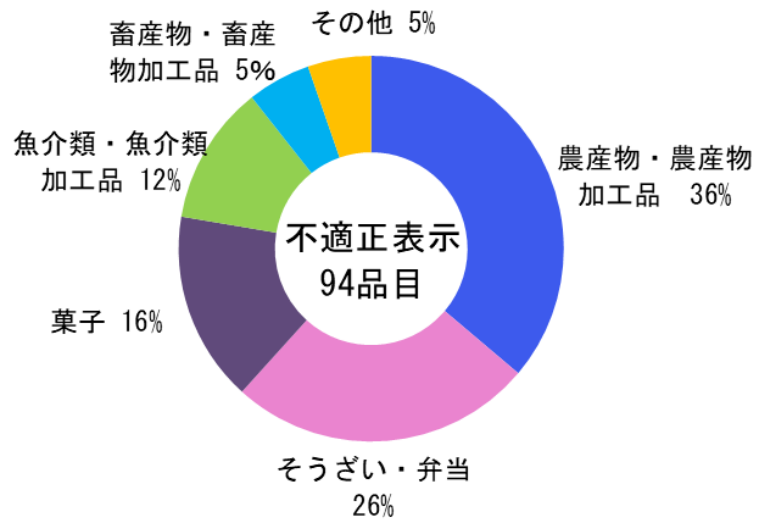
（ ）内は令和5年度実績

2 食品の種類別不適正表示内容

農産物及びその加工品、魚介類及びその加工品や菓子において、不適正表示が多く確認されました。

食品の種類別	不適正表示品目数
農産物・農産物加工品	34（19）
そうざい・弁当	24（11）
菓子	15（13）
魚介類・魚介類加工品	11（13）
畜産物・畜産物加工品	5（1）
その他	5（3）
合 計	94（60）

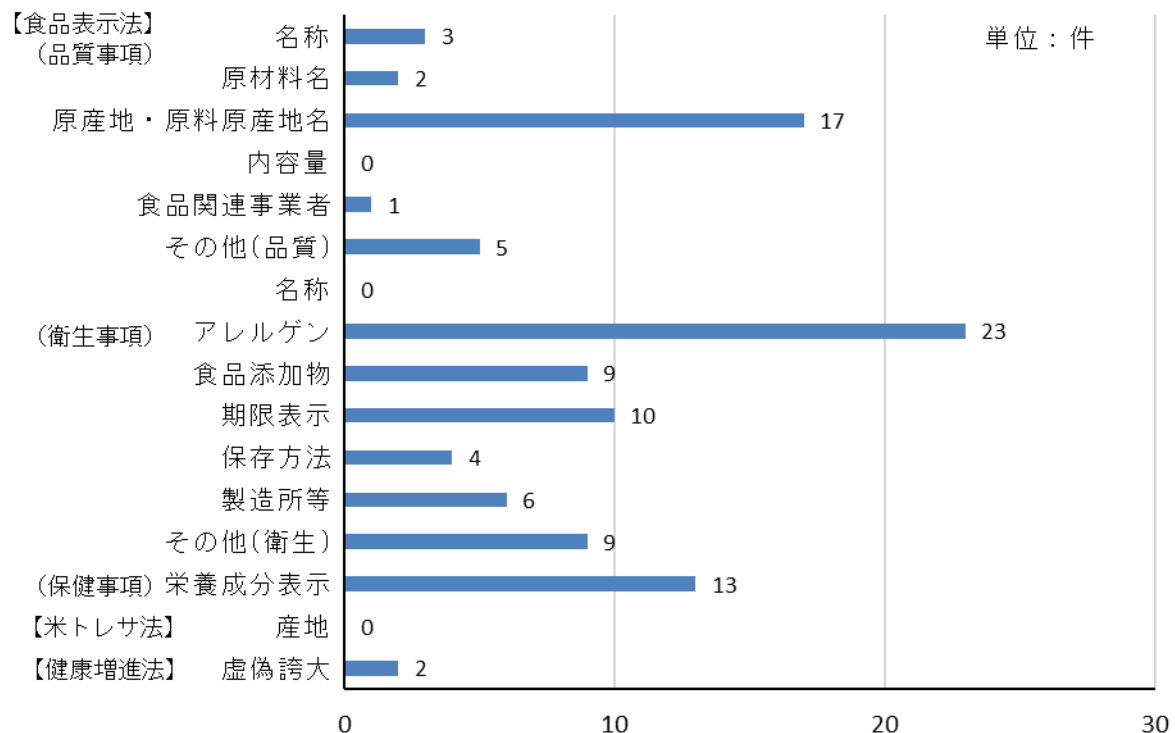
（ ）内は令和5年度結果



3 表示項目別不適正表示内容

食品表示法に基づく表示のうち、アレルギーに関する誤りや表示漏れが最も多く確認されました。

その他、原産地・原料原産地名や栄養成分表示に関する誤りや記載もれが確認されました。



表示項目の説明

食品表示法	■ 名称
	社会一般に通用する名称を表示します。
	■ 原材料名
	原材料と添加物に分けて、製品に占める重量割合の多い順に、一般的な名称を表示します。
	■ 原産地（生鮮食品に限る）
	農産物にあつては都道府県名（輸入品は原産国名）、畜産物にあつては国産である旨（輸入品は原産国名）、水産物にあつては生産した水域名又は地域名（輸入品は原産国名）を表示します。
	■ 原料原産地名
	原料原産地の表示が義務付けられた加工食品について、国産品においては「国産」、「都道府県名」または「その他一般に知られている地名」を、輸入品においては「原産国名」を表示します。
	■ アレルゲンを含む旨
	容器包装された加工食品及び添加物に、特定原材料（8品目：えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生（ピーナッツ））が含まれる場合は、その旨を表示します。
	■ 食品添加物
	食品に使用された添加物は、原則として全て表示します。表示にあたっては、原材料と分けて製品に占める重要割合の多い順に表示します。
	■ 期限表示（省略可能な場合があります）
	＜消費期限＞ 定められた方法で保存した場合で、品質が急速に劣化する食品には、衛生上の危害が生じる恐れのない期間を表示します。
	＜賞味期限＞ 定められた方法で保存した場合で、品質の劣化が比較的緩やかな食品には、食品の品質の保持が可能な期間を表示します。
	■ 保存方法（省略可能な場合があります）
	食品の特性に従って、期限表示に沿った保存条件を具体的に表示します。
	■ 食品関連事業者、製造所等
	表示に対する責任者として、「製造者」「加工者」「輸入者」「販売者」のいずれかの事項名を付して、氏名（法人の場合は法人名）及び住所を表示します。表示責任者と製造所等（製造・加工・輸入者の所在地及び氏名）が異なる場合には、製造所等の所在地及び氏名（法人の場合は法人名）を併せて表示します。
	■ 栄養成分表示（一部免除される場合があります）
	容器包装された加工食品及び添加物に、栄養成分の量（たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量）及び熱量を表示します。生鮮食品に任意で表示する場合も、基準に従って表示する必要があります。
増進法	■ 健康保持増進効果等に関する虚偽・誇大な表示等の禁止
	健康保持増進効果等について、著しく事実と相違する、又は著しく人を誤認させるような表示を禁止しています。
表示法	■ 消費者を惑わす誇大な広告や不当な表示等の禁止
	商品やサービスの品質、内容、価格等について、著しく事実と相違する、又は著しく人を誤認させるような表示を禁止しています。
米サトリー	■ 産地情報（米穀・米穀加工品）
	米穀や米穀加工品について、産地（国産米は「国産」「都道府県等」、外国産米は「原産国名」）を商品包装やホームページ等で消費者に伝達します。